

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

関市長

市町村名 (市町村コード)	関市 (21205)
地域名 (地域内農業集落名)	富野地域 (西神野、八神下、八神上、本郷、今谷、藤谷、下日立、上日立、坊地、上大野、古野、下志津野、長坂、洞、小坂、小野下、寺前、中屋敷、白木野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月29日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手の高齢化が進み、70歳以上の農業者で後継者未定の方が多く、今後、農地についての受け手確保・調整が必要。
- ・草が生えているところが多く、草刈りがされていない場所がある。
- ・農業をしても鳥獣により農地を荒らされる。
- ・川の水がとれない場所がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農業を継続するために、現在の耕作者から後継者へ農業を引き継ぐことや新たな担い手を確保できるよう地域の事情を共有しながら、農地保全活動に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	182.70	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	179.57	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】		ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地を農業上の利用する農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

- ・農地利用は、農業の担い手でが担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・志津野、新田、本郷、上大野を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、出し手・受け手にかかわらず、農地中間管理機構を活用していく。
- ・農業の担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて農業を担う者への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、富野地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ・農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。
- ・農業を担う者の施設利用状況などを考慮の上、農業用施設の整備を進める。
- ・田んぼダムの取組を進める。